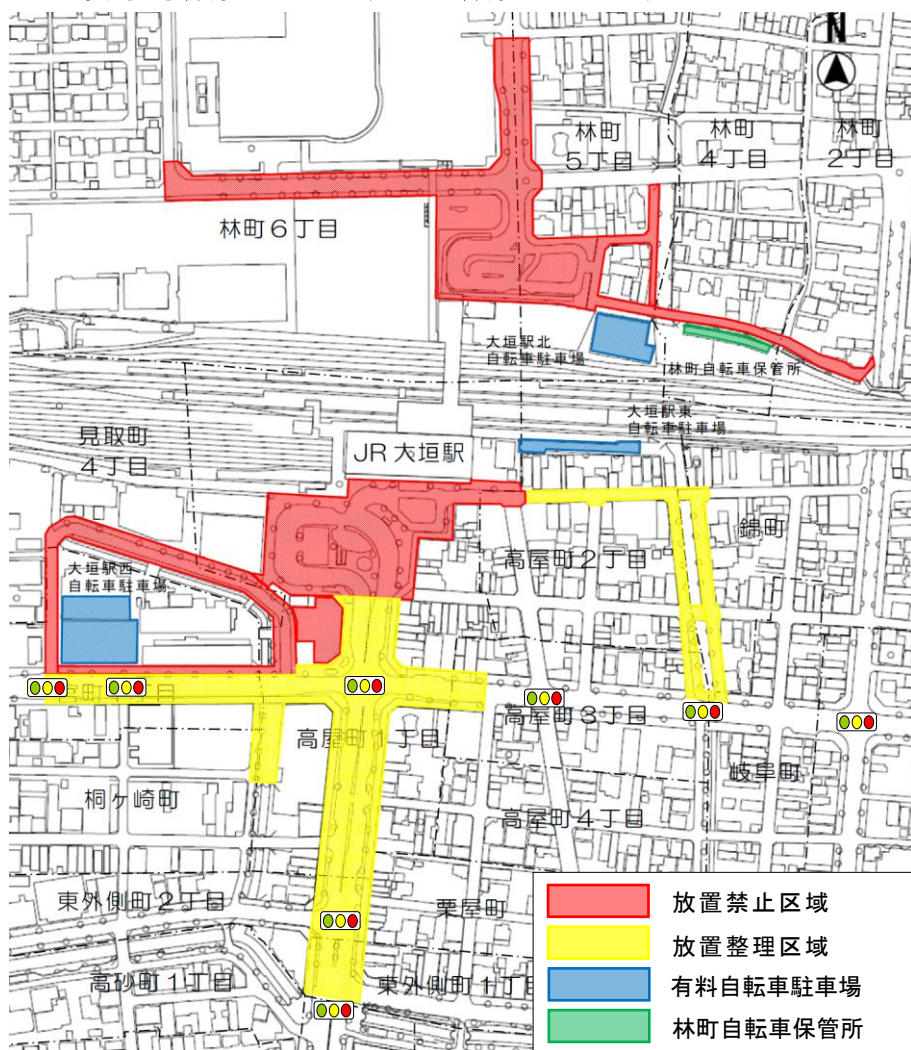


自転車等放置禁止区域・放置整理区域について

大垣市では、大垣駅周辺において、自転車等（自転車、原動機付自転車）の放置禁止区域・放置整理区域を指定しています。歩行者等の安全通行を確保し、安全で住みよい生活環境を保持するため、放置自転車のない快適なまちづくりを目指します。

自転車等の利用の際は、必ず自転車駐車場等にとめましょう。
指定した区域では、自転車等を放置しないようご協力をお願いします。
※放置された自転車等は、市の条例にもとづき移動・保管する対象となります。

<自転車等放置禁止区域図・放置整理区域図>



放置とは、自転車等を道路上に置いて、その場を離れ、直ちに移動できない状態をいいます。

自転車等放置禁止区域

放置された自転車等は、直ちに市保管所へ移動する対象となります。（左図の赤色）



自転車等放置整理区域

2時間を超えて放置された自転車等は、市保管所へ移動する対象となります。（左図の黄色）



移動した放置自転車等は、市所定の保管所で保管します。

所有者等が判明した場合、引取通知書を送付します。

○自転車等の返還を受けるときは、次のものがが必要です。

①引取通知書（送付された方） ②印鑑 ③自転車等のカギ ④本人確認できる書類

⑤保管料（自転車1, 040円、原動機付自転車2, 090円）

○引取受付時間／月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時30分（日曜・祝日・年末年始は土曜日 午前9時00分～午後0時30分 閉所）

○引渡場所／林町自転車保管所（林町4丁目83番地3）

090-7314-0050（専用電話）

※引き取りがなく、6か月経過した自転車は売却または廃棄処分の対象になります。

お問い合わせ／大垣市役所 交通政策課 駐車場グループ

TEL：0584-81-4134（直通）

令和6年4月1日現在